

## 夜間学部の開設

一九一八（大正七）年公布の大学令にもとづいて二〇年四月に「大学」への昇格を果たした本学が、夜間教育の制度的な整備を目指して学則改正に具体的に着手したのは二九（昭和四）年のことであった。

同年一月二十九日、馬場ばば愿治学長は学部の講義を昼間・夜間の二部授業とすること、予科を第一予科（昼間・修学年限三年）と第二予科（夜間・同二年）に分けることを骨子とする学則改正認可申請書を文部省に提出した。

『中央大学七十年史』によれば、本学の申請に対して文部省は夜間学部を昼間学部とは別の「一個の独立した大学」とみるという新方針から学則の一部改正では認可できないと難色を示したが、新方針が未公表であったことや同様の申請が認可されているという事実が明らかとなり、数回に及ぶ折衝の末三月十九日に至って学則改正が認可となった。

なお、この申請と一緒に出された「学部定員増加願」

の骨子は、大学記念日の変更（十一月一日から七月八日）、不合格者を原級にとどめる学年制度の改正（六年間で全科目に合格した者に卒業証書授与）、追再試験料の減額、授業料月割分納制の採用など一二項目であった。

これらは夜間学部開設にともなう勤労学生の入学を念頭において、彼らの勉強環境と現行学則との調整を目的とするものであり、同時にまた、創立記念日の例のように従来からの学則上の誤りを修正するためのものであった。そして、この申請は三月三十一日に文部省の認可を受け、翌四月の夜間学部開講に適用されたのである。



夜間学部の講義

ところで、当初の授業時間割を見ると、夜間学部では月曜日から土曜日まで毎日午後四時から十時まで各三時間の講義が

「第二予科教員割合数認可申請」および三一年度開設を目的とした「夜間学部教員数認可申請」も三月十九日にあわせて認可されている。

一方、夜間学部の開設に向けて現行学則の見直しを目的とする学則改正調査委員会が同年二月末に新設され、会長に馬場愿治学長、副会長に馬場鏝一、林頼三郎、三浦義道の三人、また幹事に天野徳也がそれぞれ就任し、委員には副会長の三人と天野幹事を含む教員二三人が選ばれている。

同委員会は第二予科（夜間）の四月開講をはさんで、五月十二日に第一回の会合を開き、その後、法・経・商の各学部と予科に設置された特別委員会との間で審議・検討を重ねながら数回開催された。その結果、三一年一月二十日ようやく学則改正案が完成し、三月二日文部省への認可申請を行っている。

一年八ヶ月の歳月を要してまとめられたこの改正案

配されていたことがわかる。また七月に文部省に提出された報告書には三一年度夜間学部の入学志願者および入学者数が記されている。それによれば、入学者は法学部が一四三人（定員一六〇人）、経済学部が三五人（同八〇人）、商学部が二一人（同二二〇人）の合計一九九人であった。

さらに三一年度から四〇年度までの一〇年間について入学者数の推移をみると、平均して法学部が一六五人、経済学部が五七人、商学部が三五人であった。法学部では定員を満たしていたが、経済学部はその七割、商学部にはいたっては三割ほどでしかなかったのである。このことから夜間学部の開設は、私学経営の上からは採算に合うものではなかったといえよう。

しかし、当時の理事者たちは「境遇上昼間一定ノ業務ニ服シ夜間学業ヲ修メントスル有為ノ青年」「逆境ニ処シツ、大学教育ヲ受ケント欲スル有為ノ青年ニ対シ其途ヲ開キ質実剛健以テ之ヲ教養センコトヲ期」して、昭和恐慌から日中戦争を経て太平洋戦争に向かう困難な時代の中で、夜間学部の維持に努めていったのである。